

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		充てん設備の変更の許可
根拠条例・規則等名		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
条 項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7487)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	許可は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項の基準に適合するときに行うものとする。
	設定等年月日	平成30年4月1日設定 平成31年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	20日
	設定等年月日	平成30年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		